

2014年5月20日

石原産業フェロシルト事件・株主代表訴訟和解について

フェロシルト事件株主弁護団

2012年6月29日、大阪地裁は、石原産業株式会社の製品フェロシルトの製造・出荷に関わった元取締役ら3名に対して、それぞれ485億円、254億5050円、101億8020万円の損害を石原産業に対して支払うよう命じた。

この判決に対して元取締役2名から控訴があり、また原告株主からも一審で責任が認められなかつた7名の元取締役に対して控訴がされて、審理が継続していたところ、本日、株主、会社（利害関係人）、控訴審での元取締役9名（ただしうち2名については遺族）全員との間で和解が成立した。

和解内容は、①元工場長にあたる3名が廃棄物フェロシルトの管理・処分について、取締役としてのコンプライアンス上の不備があつたことについて遺憾の意を表したうえで、相当金額を会社に対して支払い、②その他6人の元取締役（1人は故人）については、会社にコンプライアンス上の不備があつたことについて遺憾の意を表したうえで、会社がコンプライアンスについての全社的な総点検を実行して再構築しつつあることを確認し、それを支援するために、元取締役らが所有する相当数の会社の持ち株を売却してその対価を会社に提供することを骨子とするものである。

本件は、チタン鉱石の廃硫酸汚泥であるアイアンクレーをリサイクル化した商品とされた「フェロシルト」が、実は六価クロム等を含みうる有害廃棄物であり、かつ会社が費用を支払って相手方に引き取ってもらうしかなかつた無価値物であったにもかかわらず、平成13年8月から平成17年4月までの3年8か月もの期間、三重県、愛知県、岐阜県、京都府の山野に搬出され、埋立材などと称して不法投棄された事件である。石原産業は、160万トン分の回収費用として平成22年末までに486億円を支出した、廃棄物に基づく環境汚染に伴う巨額損失事件である。

この事件をめぐっては、開発担当の副工場長であった元取締役は実刑判決を受けて服役し、一審でも全額賠償の判決を受けて確定しているほか、会社は罰金5000万円を支払った。

しかし、原告株主としては、これほど大規模かつ長期にわたる違法行為が行われた理由として、その他の取締役がフェロシルトの適法性や安全性について確認を怠つた点（取締役による監視責任）の取締役の責任を追求していた。

今回の和解は、会社の受けた損害額からすれば会社に支払われる金額は極めて小さいが、原告株主としては、副工場長を除き、フェロシルトの製造、出荷等の意思決定に密接にかかわった9名の元取締役全員について、会社に対してけじめをつけることを和解上最も重視した。フェロシルトの製造を直接分掌した工場長兼任の元取締役3名については法的責任を念頭に、またその他の元取締役については社会的責任に基づき、それぞれ経済的負担をすることとなった。被告元取締役らが高齢化していることと、会社が本件による負の遺産に対して対応してきていることを考慮し、和解したものである。

フェロシルト事件は、利益の追求を最優先し、安易なコスト削減策に依拠してそこでの法や安全性のチェックがおろそかになった場合、企業に巨額の損害が生じること、つまり今日の事業活動に伴う環境リスクの大きさを物語っている。しかも環境リスク対策として、品質管理や環境管理などのチェック体制が導入されていたとしても、それを本気で遵守しようとする意識や文化が社内に定着していなければ、制度は目的どおり機能しないことが教訓として残った。

原告株主および弁護団は、環境リスクを伴う会社の重要な意思決定においては、それに関与する取締役個々人が、その担当業務にかかわらず、環境規制や製品の安全性をチェックすべき役割と社会的責務を負っていること（チェックしたかどうかをチェックすることを含む）を強く自覚することを望むものである。